

静岡県人事委員会は、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1263

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）</p>	<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した</p>

に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号の一に該当する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しないものとする。

(1)・(2) (略)

- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 (略)

(支給の終了)

第8条 (略)

期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号の一に該当する場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しないものとする。

(1)・(2) (略)

- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第7条 (略)

(給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

第7条の2 給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項(同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。

(支給の終了)

第8条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条の2関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員
1年未満	35,600 円
1年以上2年未満	35,600
2年以上3年未満	35,600
3年以上4年未満	35,600
4年以上5年未満	35,600
5年以上6年未満	35,600
6年以上7年未満	34,300
7年以上8年未満	33,000
8年以上9年未満	31,800
9年以上10年未満	30,500
10年以上11年未満	29,300
11年以上12年未満	28,000
12年以上13年未満	26,700
13年以上14年未満	25,500
14年以上15年未満	24,500
15年以上16年未満	23,500
16年以上17年未満	22,500
17年以上18年未満	21,600
18年以上19年未満	20,600
19年以上20年未満	19,600
20年以上21年未満	18,600
21年以上22年未満	18,200
22年以上23年未満	17,800
23年以上24年未満	17,100
24年以上25年未満	16,700
25年以上26年未満	16,200
26年以上27年未満	15,800
27年以上28年未満	15,400
28年以上29年未満	14,800
29年以上30年未満	14,600
30年以上31年未満	14,400
31年以上32年未満	13,900
32年以上33年未満	13,300
33年以上34年未満	12,700
34年以上35年未満	12,200
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。	
2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。